

平成 28 年 6 月 16 日
文 化 庁

平成 27 年度 民間競争入札実施事業
文化庁メディア芸術祭の企画・運営の実施状況について

1. 事業概要

①. 事業内容

- (ア) 実行委員会事務局の設置・運営に関する業務
- (イ) コンテストの開催に関する業務
- (ウ) 受賞作品展の開催に関する業務
- (エ) 贈呈式及び祝賀会の開催に関する業務
- (オ) 文化庁メディア芸術祭の宣伝・広報に関する業務
- (カ) 受賞作品集の制作・発行に関する業務
- (キ) 文化庁メディア芸術祭の公式ウェブサイトの企画、構築、運用及び保守管理
- (ク) 文化庁メディア芸術祭等関連事業との連携に関する業務
- (ケ) 調査・記録・報告等に関する業務

②. 契約期間

平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日

③. 受託事業者

公益財団法人画像情報教育振興協会

④. 受託事業者決定の経緯

「平成 27 年度文化庁メディア芸術祭の企画・運営業務民間競争入札実施要綱」に基づき、入札参加者（2 者）から提出された提案書について、技術審査会において評価した結果、技術評価点については、1 者は必須項目を全て満たし、加点項目について得点が付与されたが、もう 1 者については必須項目を満たすことが出来ず、失格となった。続いて平成 27 年 2 月 27 日に開札したところ、1 者から入札があり、予定価格の範囲内の入札価格が提示され、技術評価点に入札価格点も含めて総合評価を行った結果、上記の者を落札者とした。

2. 確保すべき質の達成状況及び評価

①. 確保されるべきサービスの質の達成状況

- (ア) 業務毎の作業方針、スケジュールに沿って業務を確実に行うこと。

→要件のとおり達成した。

- (イ) 委託した業務の範囲において、明らかな業務の不備や過失に起因して業務の実施が不可能な状況にならないこと。

→要件のとおり達成した。

- (ウ) 応募作品の選考・審査のための審査資料、審査用データベースに明らかな業務の不備や過失に起因する重大な事実の誤認や不備がないこと。

→要件のとおり達成した。

- (エ) 受賞作品展の開催に関する業務において、明らかな業務の不備や過失に起因する展示作品の遺失・損傷及び来場者のけが（病院で治療を要するものをいう）の発生が0回であること。

→要件のとおり達成した。

- (オ) 受賞作品展の開催に関する業務において、関連イベントを、計 50 回以上実施すること。

→期間内に関連イベントを 97 回開催し、3,312 人が来場した。

- (カ) 応募作品について 70 以上の国と地域数からの応募、3,900 以上の応募作品数を確保すること。

→86 の国・地域からの応募があり、応募作品総数は 4,417 点であった。

- (キ) 受賞作品等を発表する記者発表会には、60 以上の報道機関の出席を確保すること。

→47 機関の出席であった。

- (ク) 受賞作品展には 60,000 人以上の来場者数を確保すること。

→来場者数は 38,791 人であった。

- (ケ) 受賞作品集の制作・発行に関する業務において受賞作品集の内容に明らかな業務の不備や過失に起因する重大な誤字・脱字及び事実の誤認がないこと。また、受賞作品展開幕の前日までに受賞作品集を完成させること。

→平成 28 年 2 月 1 日に納品され、要件のとおり達成した。

- (コ) 調査・記録・報告等に関する業務においてその内容に重大な事実の誤認がないこと。

→要件の通り達成した。

- (サ) アンケート調査は、有効回答者数を総来場者数の 6%以上を確保すること。また、受賞作品展において来場者数に対するアンケート調査の「受賞作品展の満足度」の「良かった (Excellent)」「まあ良かった (good)」の回答が 70%以上得られるようにすること。

→有効回答者数は 2,985 票、総来場者数に対して 7.7%であった。また受賞作品展の満足度については「良かった (Excellent)」が 51%、「まあ良かった (good)」が 35%あり、合わせると 86%の回答が得られた。

②. 評価

各業務とも実施要項で定めた確保されるべきサービスの質についてある程度の要求

水準を満たしていたが、①の（キ）及び（ク）については実施要項で定めた基準には達しなかった。これは受託団体の広報担当が新しく代わったことで、既存のイベント告知等の広報展開等が遅れてしまったことや、例年、作品上映会場として使用していた映画館が閉館されてしまい、今までと同様の展示ができなかったことが要因であると考えられる。

しかし、応募してくる国・地域及び応募作品数が過去最多数となっており、本事業が国内外に効果的に発信されていることが確認できる。

また、当事業実施期間中において、受託事業者は業務改善指示等を受けたり、業務に係る法令違反行為等はなかった。

3. 民間業者からの改善提案による実施状況

当事業の受賞作品展覧会前にプレイベントとして、関係団体等と連携し、メディア芸術祭に関係する作品の紹介を行う提案がなされた。そこで当事業における審査員や受賞作家等がトークイベントを行うことで、メディア芸術関係者同士や一般の方々との交流の場を作ることができ、メディア芸術祭の発信を効果的に行えた。

なお、受賞式後の祝賀会においては、海外より外国人クリエイター等の関係者が多く来場しているため、日本酒を振る舞うことを提案しているが、これは各省庁横断的に取り組んでいるクールジャパン戦略を踏まえてのものであり、ジャパンプランドの発信にも寄与している。

4. 実施経費の状況及び評価

①. 契約額（税抜き）

従来経費（平成 26 年度）

213,262,037 円

実施経費（平成 27 年度）

201,500,000 円

②. 経費削減効果

・ 201,500,000 円 － 213,262,037 円 ＝ －11,762,037 円（△5.51%）

③. 評価

今回の民間競争入札導入前後での契約額の変動は、実際に生じた実績額を予定価格として積算したためのものであり、民間競争入札の導入によって生じ得たものだと考えられる。

5. 評価のまとめ

上記の通り、現受託事業者が実施した当事業のサービスの質は一部、基準に達することが出来なかったが、概ね確保されるとともに当事業の根幹に係る応募作品数が増

えることが達成された。また民間事業者の創意工夫が発揮され、効果的に事業が実施されたところである。また民間競争入札を実施することで、経費の削減についても良好であったと評価できる。

6. 今後の事業について

今回、初めて民間競争入札を実施したが、当事業のうち応募作品の審査から受賞作品の決定までを行うコンテスト業務については、大きな過失なく実施出来たが、受賞作品展については、広報展開の課題が見受けられた。

このため、広報展開については今後、広報専門である外部者を雇い上げる等の対策を行うとともに、報道機関への周知についてもより一層の強化を図っていきたい。

また入札者数の増加については、当業務における、公共サービスの質、公告期間、入札参加資格、入札手続、情報開示に関する事項等を踏まえた上で、メディア芸術関係団体や有識者などからも継続的にヒアリングを行い、メディア芸術祭の企画・運営業務民間競争入札実施要項の改善を図っていくこととしたい。